

三重県総合評価方式評価項目事前確認登録の改正について (お知らせ)

令和8年5月22日

三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、入札参加者の提出書類の軽減を目的として、平成30年7月より評価項目事前確認登録を運用していますが、令和8年6月より、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

1 主な改正点

(1) 対象評価項目の変更

事前確認登録の対象となる評価項目を以下のとおり一部変更します。

現行	改正
① 次世代育成支援活動実績（業務委託のみ）	削除（以降、番号繰り上がり）

(2) 事前確認登録の通知の変更

事前確認登録の通知について、以下のとおり変更します。

現行	改正
3) 事前確認登録の通知 ア 提出された申請書は、毎月末日を締め※として確認及び登録を行い、翌月末日までに、申請者に通知書を発送します。 ※2(1)イ(イ)による申請は、受付日をメールの受信日として扱います。 ※2(1)イ(ウ)による申請は、受付日を各入札の開札日として扱います。	3) 事前確認登録の通知 ア 提出された申請書は、毎月15日及び末日を締め※として確認及び登録を行い、受付日が1日～15日までの申請書は申請書提出月の末日までに、受付日が16日～末日までの申請書は翌月15日までに、申請者に通知書を発送します。 ※締め日が休日の場合、前開庁日を締め日とします。 ※2(1)イ(ア)による申請は、受付日を到達日として扱います。 ※2(1)イ(イ)による申請は、受付日をメールの受信日として扱います。 ※2(1)イ(ウ)による申請は、受付日を各入札の開札日として扱います。

(3) 申請書の受付時間の変更

事前確認登録の通知の変更に伴い、以下のとおり変更します。

現行	改正
(ア) 書面による申請 休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）。 (イ) 電子メールによる申請 なし	(ア) 書面による申請 休日を除く午前9時00分から午後4時00分までとし、（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）以降は翌日の受付とします。 (イ) 電子メールによる申請 申請書の受付は、午後4時00分までとし、以降は翌日の受付とします。

2 適用時期

令和8年6月1日以降の申請から適用します。

※評価項目事前確認登録の詳細な内容や申請手続きについては、三重県HP「建設業のための広場」をご確認ください。 <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696